

自転車の基礎知識

平成26年5月30日

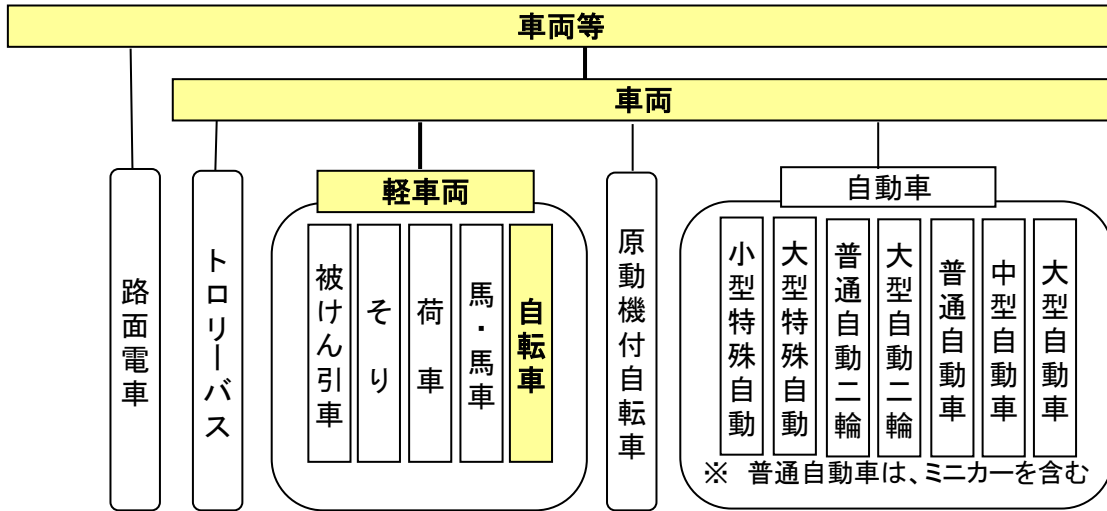
福岡県警察本部

交通企画課

第1号 ～ 自転車の法的位置付け ～

自転車は車両（軽車両）

- 車両とは、自動車、原動機付自転車、軽車両等の総称（法第2条第1項第8号）
 - 軽車両とは、自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両にけん引され、かつ、レールを必要としない車（法第2条第1項第11号）
 - よって、**自転車は車両（軽車両）**です。
- 【車両とは】



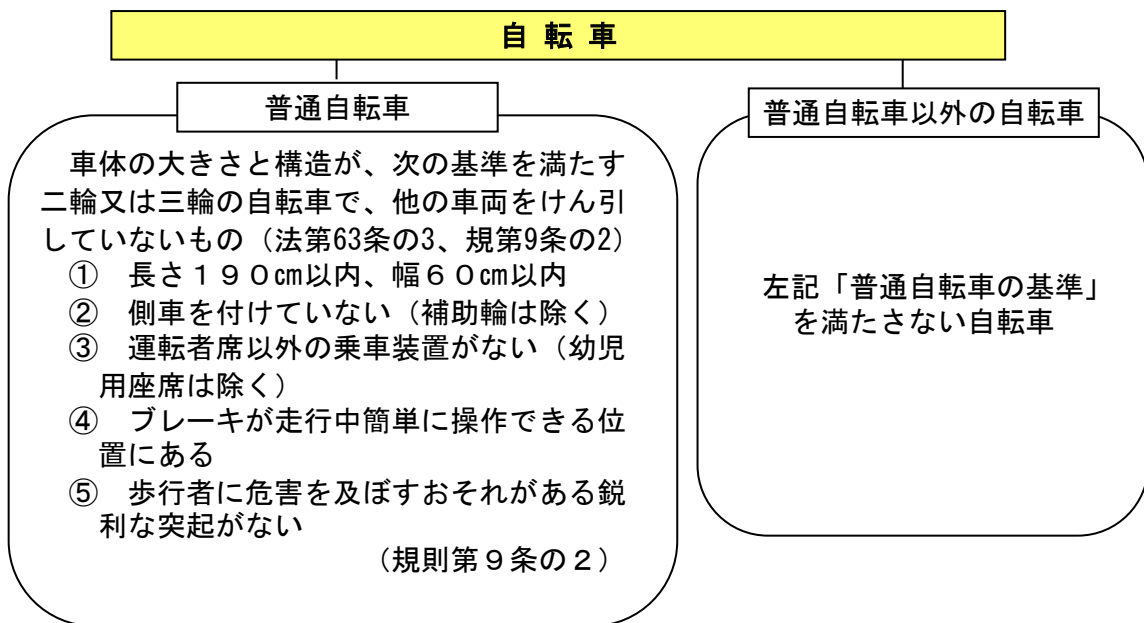
道路交通法において、「車両は…」 「車両等は…」と定められている規定は、当然、自転車にも適用されます。

【例】法第17条第1項前段 車両は、…車道を通行しなければならない。

法第7条 道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号…に従わなければならない。

自転車の種類

- 自転車とは、ペダル又はハンド・クラックを用い、かつ、人の力によって運転する二輪以上の車でレールを必要としないもの（法第2条第1項第11号の2）
- 自転車は、「普通自転車」と「普通自転車以外の自転車」に区別されます。



注：法＝道路交通法、規則＝道路交通法施行規則